

2.12 ラトビア

2.12.1 概要

人口は約 193 万人（2018 年）、面積は約 9.5 万 平方キロメートルで日本の約 6 分の 1 である¹²²。

東ヨーロッパ平野にあり、西はバルト海に面している。国土の大部分が平均標高 300m 以下の平坦な氷河性の低地である。リガ湾に注ぐ西ドビナ川をはじめ、リエルベ川、ベンタ川、ガウヤ川がバルト海に注いでいる。氷河起源の湖沼が多く、また森林面積は国土の 38% を占めている¹²³。主要農産物は、ライ麦、小麦、オート麦、亜麻、大麦等の穀物である。主な輸出作物はじゃがいも、タマネギ、ニンジン、テンサイである¹²⁴。



1 経営体当たりの平均経営面積は 27.6ha（2016 年）である¹²⁵。国内総生産に占める農林水産業の比率は 3.6%（日本は 1.1%）である。

農林水産業の地位（2019 年） 単位：億 US ドル、%

	ラトビア		日本	
	名目額	比率	名目額	比率
国内総生産（GDP）	344	100.0	49,713	100.0
うち農林水産業	12	3.6	564	1.1

資料：国連統計

日本との農林水産物貿易をみると、日本からラトビアへの輸出額が約 87 万 US ドルであるのに対し、ラトビアから日本への輸入額は約 4 億 1,600 万 US ドルである（2019 年）。日本の輸出上位品目は発酵酒（ワイン除く）、清涼飲料水、砂糖菓子であり、ラトビアからの輸入上位品目は製材、魚（調製済み）、合板である。

¹²² 外務省「ラトビア共和国（Republic of Latvia）基礎データ」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/latvia/data.html>

¹²³ 「世界各国データファイル ラトビア」『地理』49(7)（通号 587）2004-07, p.120-121

¹²⁴ Britannica「Latvia」<https://www.britannica.com/place/Bulgaria>

¹²⁵ EU「EU country factsheets, Statistical Factsheet Latvia」

https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/farming/documents/agri-statistical-factsheet-lv_en.pdf

農林水産物貿易概況（2019 年） 単位：百万 US ドル

	輸出 (日本→ラトビア)	輸入 (ラトビア→日本)	日本の収支
総額	53	81	▲28
農林水産物	0.9	42	▲41
農林水産物のシェア	1.6	51	-

資料：財務省貿易統計

農林水産物貿易上位 5 品目（2019 年）

輸出：日本→ラトビア（単位：万 US ドル%） 輸入：ラトビア→日本（単位：万 US ドル%）

品目名	輸出額	シェア	品目名	輸入額	シェア
発酵酒（ワイン除く）	15.9	18.2	製材	3625.1	87.1
清涼飲料水	4.9	5.6	魚（調製済み）	238.1	5.7
砂糖菓子	1.5	1.7	合板	89.8	2.2
飼料	1.1	1.3	冷凍果実・ナッツ	42.2	1.0
食酢	0.9	1.0	調製果実	41.1	1.0
総額	86.9	100.0	総額	4160.5	100.0

資料：財務省貿易統計

原産地呼称保護（PDO）は、ラトビア語で Aizsargāts cilmes vietas nosaukums、地理的表示保護（PGI）は Aizsargāta ģeogrāfiskās izcelsmes norāde と呼ぶ。ラトビアの農産物・食品の GI 取得状況は、PDO 1 件、PGI 2 件、合計 3 件（2020 年 12 月末時点登録済）である。品目別にみると、PDO は果物・野菜・穀類、PGI は油脂、水産物が各 1 件である。

品目別 GI 登録件数

品目	PDO	PGI
Class 1.5. 油脂	-	1
Class 1.6. 果物、野菜、穀類	1	-
Class 1.7. 水産物	-	1
総数	1	2

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

2.12.2 GI 監視スキーム

ラトビアでは農業省（ZM）が GI に関する政策を所掌する。食品品質スキームの認証・管理監督は、ZM 内の食品家畜サービス局（PVD）の担当であり、地理的表示保護の監督・管理も PVD の所掌である。

中央政府及び GI 監視当局（EU 規則 No.1151/2012 第 38 条に基づく）

機関名	住所	連絡先
農業省（Zemkopības ministrija : ZM） 農産物・食品産業局 品質政策課 食品家畜サービス局（Pārtikas un veterinārais dienests : PVD）	Peldu iela 30, Rīga, LV1050	Tel. +371/ 67095230 Email: pvd@pvd.gov.lv Website: http://www.pvd.gov.lv/

EUIPO (2017)¹²⁶、欧州委員会ウェブサイト（2020 年 11 月現在）¹²⁷

PVD は、生産段階の監督とともに市場における名称利用の監督権限がある。PVD は GI を登録した事業者を対象とする定期検査を実施しており、また第三者から侵害の可能性のある情報を得た場合には、訴訟にも対応する。EU Food Fraud Network の担当窓口も PVD である¹²⁸。

商標法によると、PVD は、EU で保護されている GI の不正使用に対して、罰金として 140～350 ユーロ（自然人の場合）または 700～7,000 ユーロ（法人の場合）の行政処分を請求することができる。

さらに、ラトビアの警察は、GI に対する権利の侵害、あるいは GI の使用要件に反して使用される可能性のあるマーキング、包装、関連文書の製造、提供、販売に対して、行政処分を請求することができる。¹²⁹ 行政処分の額は、70 ユーロ（自然人の場合）または 3,000 ユーロ（法人の場合）を上限とする。

¹²⁶ EUIPO (2017) Protection and control of geographical indications for agricultural products in the EU member states. Annex, Guide for public authorities and economic operators.

¹²⁷ https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/food-farming-fisheries/food_safety_and_quality/documents/national-competent-authorities-food-sector_en.pdf

¹²⁸ 2020 年 9 月現在 https://ec.europa.eu/food/sites/food/files/safety/docs/food-fraud_contact_points.pdf

¹²⁹ 現地法律事務所回答より。

2.12.3 GI 侵害の事例

GI ではないものの産地表示を巡る民事事件が確認できた。2018 年 7 月 13 日の民事事件のリガ・ヴィゼメ郊外裁判所の判決（C30602117）によると、ロシアのトゥーラ（Tula）地方の菓子メーカー Tulskaya konditerskaya fabrika Yasnaya Polyana 社は、「Tulskij（Tula の、という意味）」という名称を使用してウクライナで生産されたジンジャーブレッド・プランジキ（pranjiki）を流通させたとして、ラトビアの食品企業 Kondis 社に対して訴訟を提起した。裁判所は、トゥーラはロシアの地名であり、「Tulskij」の表示はロシアのトゥーラに由来するものでなければ認められないと判断した。裁判所は Kondis 社に「Tulskij」と表示したプランジキの流通の禁止と、残りの商品を市場から排除するよう命じている¹³⁰。

2.12.4 対抗手段

GI 違反への対抗はあまり一般的に行われてはいないものの、行政手続きまたは民事訴訟が可能である。行政手続きの開始請求は電子メールまたは郵送で誰でも申し立てることができる。匿名の通報も可能で、当局のウェブサイトや電話を介して行う。PVD のウェブサイトには、GI だけではなく PVD が管轄する業務一般についての問い合わせフォームと、電話ホットライン¹³¹の案内がある。問い合わせフォームはラトビア語版のウェブサイトにはしかなく、英語版ウェブサイトにはメールでの連絡先のみ記載されている。下記はラトビア語版を日本語に翻訳したものである。



PVD の問い合わせフォーム¹³²

¹³⁰ 現地法律事務所回答より。 <https://manas.tiesas.lv/eTiesasMvc/nolemumi/pdf/400400.pdf>

¹³¹ <https://www.pvd.gov.lv/partikas-un-veterinarais-dienests/statiskas-lapas/uzticibas-talrunis?id=9517>

¹³² <https://www.pvd.gov.lv/e-iesniegums/>

行政手続きを開始するための報告の必須要件や申請様式は指定されていない。侵害の内容をできるだけ詳細に説明し、利用可能な証拠とともに、請求者の正当な地位を証明するものを提出することが推奨される。

損害賠償請求は、民事訴訟で別途対応することになる。商標法に基づく民事訴訟は、生産者、取引業者、サービス提供者の専門団体を含む利害関係者、および消費者保護を実施する組織も、請求を提起することができる。これら利害関係人は、商標法第 54 条から第 58 条及び第 90 条第 3 項の規定により、GI を不正に使用された場合には、次のような請求をすることができる。

- GI の不正使用によって生じた損害の賠償（GI の不正使用によって受けた利益として計算される損失の賠償を含む）
- GI の不正使用を防止するための措置（GI を不正に使用した商品の販売禁止及び廃棄義務を含む）の発動。

民事訴訟を提起する場合も行政処分請求と同様の情報と証拠を提出しなければならない。

～GI を守るために～

侵害の通報窓口

ラトビアにおける GI 侵害の窓口は、農業省の食品家畜サービス局（Pārtikas un veterinārais dienests : PVD）

Tel. +371/ 67095230（ホットラインは67027402）

Email: pvd@pvd.gov.lv

ウェブサイトの通報フォーム：<https://www.pvd.gov.lv/e-iesniegums/>

連絡方法

上記メールか、通報フォームに記入して送信または電話で通報する。その場合、できるだけ詳細な情報を提供する。対応結果の報告を求める場合は、連絡先を記入する。

保護のしくみ

侵害通報を受けると PVD が検査を行い、販売の一時差し止めを命じる場合がある。商標法に基づく民事訴訟も可能。

2.12.5 関連法令

GI 根拠法令（行政の取り締まり規定を含む）

- 食品の取扱いの監督に関する法律（食品取扱法）¹³³
- 2020 年 9 月 2 日の内閣規則第 556 号「農産物および食品に保証された地理的表示、原産地呼称および伝統的特産品の登録、保護、監視および管理のための手続き」¹³⁴
- 2015 年 12 月 22 日の内閣規則第 766 号「地理的表示保護、原産地呼称保護および伝統的特産品保護の申請の登録、異議申立書の決定書の発行および明細書の修正の登録のための国費の納付に関する規則および国費の納付手続き」¹³⁵

民事手続きを規定する法律

- 商標法¹³⁶

2.12.6 その他の関連制度

EU の伝統的特産物（Traditional Speciality Guaranteed : TSG）は、ラトビアでは 3 件登録されている。

品目別 TSG 登録件数

品目	TSG
Class 1.3. チーズ	1
Class 2.24. パン、菓子類	2
総数	3

EU eAmbrosia データベース、2020 年 12 月末時点登録済

国家品質スキーム（Nacionālās pārtikas kvalitātes shēmas）¹³⁷は、PVD が管轄する食品認証制度で、緑、紅の 2 種類の「スプーンマーク」が付与される。これらは EU 法やラトビアの内閣府規則 No. 461「食品品質スキームの要件、その実施、運用、監視および制御の手順」の品質要件を満たし、遺伝子組換え生物や合成染料を含まない食品を対象とする。原産地のトレーサビリティ要件は緑・紅で異なり、緑スプーンマーク（Zaļā karotīte）は原材料の 75%以上がラトビア産、紅スプーンマーク（Bordo karotīte）は国産原材料である必要はないがラトビアで生産されるものに付与される。スプーンマークが付与された食品は、州や地方自治体の調達において有利となる。

¹³³ <https://likumi.lv/ta/en/en/id/47184>

¹³⁴ <https://likumi.lv/ta/id/317154-lauksaimniecibas-un-partikas-produktu-geografiskasizcelsmes-norazu-cilmes-vietas-nosaukumu-un-garantetu-tradicionalo-ipatnibu>

¹³⁵ <https://www.vestnesis.lv/op/2015/252.34>

¹³⁶ <https://likumi.lv/ta/id/312695-precu-zimju-likums>

¹³⁷ <http://karotite.lv/sakums>